

滋 障 福 第 号
令和 7 年（2025 年） 月 日

応募者 各位

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度滋賀県障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業費
補助対象事業の公募について

日頃より本県の医療福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記事業を公募することとしましたので、補助金の交付を希望される場合は、下記により協議書を提出していただくようお願いします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 事業名 | 令和 7 年度滋賀県障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業費補助金 |
| 2 提出書類 | 応募様式および添付資料 |
| 3 提出期日 | <u>令和 7 年 6 月 20 日（金）※メール提出可</u>
採択および内示は期日後に行います。 |
| 4 提出先 | 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 事業所指導・人材確保係 |
| 5 募集要領 | 別紙参照 |

[担当] 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
事業所指導・人材確保係 担当：木村
TEL：077-528-3544/FAX：077-528-4853
MAIL：ec0002@pref.shiga.lg.jp

1 補助の目的

この補助金は、障害福祉サービス事業所等による人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進することにより、介護・福祉人材の確保等をはじめ、地域の福祉サービスの充実につなげることを目的とする。

2 補助額

4,000千円以内

3 募集に当たっての狙い

主に障害福祉分野の小規模事業所の人材確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業との協働化の取組に対して補助を実施することによって、社会福祉法人等が協働して各地域の課題に対して主体的に取り組むことを促進するとともに、その取組を推進していくために支援するもの。

4 採択数と選定基準

応募のあった案件から1件を採択する。

選定に当たっては、当課において以下の各評価点を評価し、合計点が上位の1件を採択する。ただし、合計点が13点以下のものは採択しない。

なお、応募内容については当課から照会することがあるため予め御了承されたい。

- (1) 実施主体にとって新たな取組であるかどうか。（5点～1点）
- (2) 実現可能かどうか。（5点～1点）
- (3) より効果が見込まれるかどうか。（5点～1点）
- (4) 人材確保・経営の安定化、さらには地域の活性化につながる計画となっているか。（5点～1点）
- (5) 介護分野との共同化、さらには民間の他産業と協働化しているか。（5点または1点）

5 留意点

本事業においては、以下に掲げる事業の内、(1) および(2)を必ず実施することとし、(3)については任意とする。なお(2)については、掲載されているアからカの内1つ以上を実施すること。

また、本事業が他の地域の課題解決の参考になるよう、実施主体は取組の経過や効果

について、滋賀県障害者自立支援協議会の委員会またはいずれかの部会において、その報告を行うこととする。

(1) 必須事業

ア 人材確保・定着に向けた協働化のモデル的な取組の実施複数の小規模事業所等が参画する検討会を設置し、参画する小規模事業所等の間で、人材確保・定着に向けた協働化の取組に関する検討を行い、取組内容企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

なお、参画事業所等については、概ね5以上とすることを基本に、社会福祉法人、営利法人やNPO法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものとし、参画事業所等の事業種別は、障害福祉サービスのほか、同じ福祉分野である介護分野等や、異なる産業の事業者との協働も可能とする。

イ 調査研究等の実施

申請の補助、立ち上げ支援、協働化の具体的取組の企画・検討会の実施補助及び当該事業の成果等を取りまとめた報告書の作成等を行うため、シンクタンク等に委託して実施するものとする。

ただし、グループに参画する事業所等において、一定規模の法人が参画する場合には、そのすべてを当該法人が行う（以下「単独型」という。）ことができるものとする。

なお、報告書には、事業の成果として人材確保・定着や協働化に伴う費用の効率化を含む経営基盤の強化に関する成果等を記載するとともに、横展開を図るためのマニュアル（別紙様式）の作成を含むものとする。

ウ 事業内容

必須事業として実施する内容には、参加事業所等の協働による人材募集、採用、研修やインターンの受入など、人材確保・定着に関する取組とすること。

(2) 選択事業

ア 事務処理部門の集約・共同化に資する取組

イ 共通の採用パンフレット・事業所紹介映像・ホームページの作成

ウ 初任者研修等のeラーニング教材等の作成

エ 離島・過疎・山村等の地理的課題を抱える地域における課題解決に資する協働化の取組

オ 将来的な共生型サービス実施に向けた協働化の取組

カ その他、人材確保・定着に資する提案型の取組

(3) 社会福祉連携推進法人化に向けた取組（任意）

別紙

- ア 将来的な人事交流を前提とした合同採用・合同研修等の実施
- イ 将来的な人事交流を前提とした共通の給与体系の作成
- ウ 事務処理部門の集約・共同化を前提とした共通のICT等の導入
- エ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
- オ その他、目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組